他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）																																
他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）																																
他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）																																
非化石証書購入費																																
建設分担関連費振替額（貸方）																																
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）																																
開発費																																
開発費償却																																
株式交付費																																
株式交付費償却																																
社債発行費																																
社債発行費償却																																
法人税等																																
電気事業報酬																																
自社アンシラリーサービス費																																
地帯間販売電源料																																
地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）																																
地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）																																
他社販売電源料																																
合　計																																

（記載注意）

様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第七を次のように改める。

様式第７（第24条関係）

送配電関連費三需要種別計算表　（単位：千円）

需要種別	固定費			可変費			需要家費			合計		
	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加
特別高圧需要						＜　＞						
高圧需要						＜　＞						
低圧需要						＜　＞						

（記載注意）

1　固有の欄には第13条第２項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第23条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を記載すること。

2　特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要の＜　＞内には、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金として第15条第２項で整理された追加可変費を内数として記載すること。

3　その他は、様式第１の注２と同様とすること。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第十二条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。